

## 建築基準法施行令の一部改正案に寄せられたご意見の要旨と建設省の考え方

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
全体	パブリックコメントについては、もっと十分な検討期間をもって、かつ、具体的な告示案を提示したうえで行うべきである。	期間については、他の例にならい、所要の期間を確保しています。また、告示等については、政令案がおおむね固まったことを受けて作業をおこなっており、4月7日及び14日から一ヶ月間パブリックコメントを行っているところです。
	性能に基づく設計は、用途別に設定されるものを多いため用途変更、増改築に関し、これまで以上の厳しい管理が必要である。	性能に関する検証方法について用途に応じた検証を規定しているが、建築基準法においては用途の変更及び増改築を行った場合には建築確認を行うことを義務付けているため、特段の問題はないものと考えています。
	建築基準法は、最低の基準であり、これ以上の望ましいレベルの整備が期待されることを明示すべきである。	建築基準法の最低基準になじまない、望ましいレベルを確保するため、住宅の品質確保の促進等に関する法律、ハートビル法等を定め、その誘導を行っているところです。
	地震と火災の同時発生における対策を明らかにすべきである。	現行法においては、火災時に大規模な地震に遭遇することは極めてまれであると想定されることから、ご指摘のような状態での、安全性の水準を規定する基準とはしていません。
	今回の政令改正について5年程度の期限を定める必要がある。	技術的基準については、建築技術の進展状況等を勘案し、必要に応じて見直しを実施すべきものと考えており、特に見直しの期限を設定することは考えていません。
	建設大臣の認定の規定が設けられていない部分にも認定規定を設けるべきである。	今回の改正は、性能規定化を行った部分については認定規定をおいていますが、性能が未だ明らかではないものに関しては、認定の判断基準がないものであることから、個々に大臣が仕様基準を定めることとしたものであり、これについては、今後必要に応じ改正していくこととなります。
	建設大臣の認定に関する手続きを明らかにするべきである。	認定の手続きは、法第68条の26の構造方法等の認定として行われるものであり、手続きについては、規則（パブリックコメント中）で定めることとしています。
	今回の政令改正に盛り込まれていない従来の規定の不合理、不備については、必ずしも性能規定化によって解決するものではないが、今後は是正する必要がある。	今後も、建築技術の進展と社会的要請に対応して、性能規定化を含めた政令の見直しを必要に応じて実施していくべきものと考えています。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	スプリンクラー設備など消火設備についても性能規定化を行い、総合的な安全規定とすべきである。	今回の性能規定化は、現時点における技術水準、知見の蓄積をもとに可能と考えられるものについては性能規定化を図っているものであり、すべての仕様規定について性能規定化したものではありません。このため、一部の仕様規定の性能規定化については今後の課題とし、現行規定を踏襲することとしています。
	防災計画評定は、一定の安全性維持のために機能してきたが、今後も設計責任を明確にするべきであり、総合的な安全水準維持のための方策が必要である。建築物の防火安全性についての情報開示を行うことも今後の社会において重要である。	設計者の責任については、防災計画評定の有無に関わらず重要なものと認識しています。今後の情報開示については、貴重なご意見として今後の施策の参考とさせていただきます。
	新しい建築技術、防火対策が適正に評価されるような法令体系の整備が必要である。	今回の性能規定化の目的の一つは、まさに予め仕様規定の求める性能の内容と水準を明らかにすることにより、新たな技術等の開発の促進に資することにあり、ご要望に答える方向の改正であると考えています。
	法令の規定全般にわたり、本格的な性能規定にふさわしい条文構成にすることが必要である。	今回の性能規定化では、現時点における技術水準、知見の蓄積をもとに可能と考えられるものについて性能規定化を図っています。
	準防火地域の木三共について性能規定化すべきである。	準防火地域において延べ面積が 1,500 m <sup>2</sup> を超える建築物を耐火建築物とするべき規定は、規制対象を定めているに過ぎず、当該規制の対象となる耐火建築物については、今回の改正により性能規定化したところです。
法第 38 条等	建築基準法第 38 条の規定により認められてきた C 種膜材料について引き続き認める必要がある。	建築物の用途、規模、立地に応じて、屋根に必要な性能を有するものであれば引き続き使用することが可能です。
	たて穴区画の除外したものの増築は、第 129 条の 2 の 2 で避難安全検証を行わなければならないこととなったが全ての条項に 38 条に代わる措置がされる必要がある。	必要な条文について、従来の 38 条に代わる性能規定又は仕様規定を位置付けています。
令第 19 条	住宅の居室についても、執務室など居室の用途によっては規制の対象から除外するべきではないか。	住宅の居室については、原則としてすべての居室が対象となります。なお、従来から防音措置を講ずることが望ましい居室等の用途上やむを得ない居室については、適用が除外されています。
	住宅の居室については、採光規定の適用を受ける居室を住戸の 1 の居室に限定してはどうか。	住宅のみ 1 の居室に限定するというのは、基本的に居室には採光を必要とする法律の趣旨を超えるものになり政令における対応は困難です。
令第 20 条	採光規定は不要ではないか。	採光規定は法律に位置づけられており、今回の政令案では採光規定の是非そのものではなく、法律の規定を受けた算定方法を定めたものです。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	有効面積の計算が複雑すぎる。	採光上の有効面積が確保されている下階の開口部と同じ面積の開口部が設けられている場合など、基準に適合することが明らかな場合にはその都度採光補正係数を計算することは必要ありません。
	採光有効面積の算定は、規制緩和しすべて商業系地域の内容に統一すべきである。	従来から採光規定はその地域の目的や高さ制限等の状況を踏まえ規定しており、今回の改正はそれを前提に算定方法を合理化したものです。
	今回の改正は、緩和部分が大きすぎて居住環境が悪化するのではないか。	同上
	採光補正係数は、上下方向だけでなく、左右方向にも適用すべきではないか。	左右方向は周辺との関係による影響が上下方向以上に複雑であるため、従来から上下方向で一元的に算定することとしております。
	公園、広場等に面する場合の隣地境界線の考え方は、道と同様にそれらの反対側とすべきである。	道に面する建築物に関しては、一般に道の反対側の建築物は道路斜線制限により高さが抑えられているため採光上有効であることを踏まえ緩和しているものであり、公園、広場等を同様に取り扱うことは困難です。
	第2項第1号道路は、「段差がある場合」「高架の場合」も含まれるのは不適當である。	今回の改正は一定の後退距離がある場合の特例を住居系地域にも適用したものであり、これまでの道の考え方を変えるものではありません。
令第20条の2	換気に関して、性能として示された基準は不適當ではないか。	炭酸ガス濃度は、従来から室内の汚染状況を表す代表指標として用いているものであり、今回は、現行の仕様規定で求めているレベルを踏まえつつその性能を明示したものです。一酸化炭素含有率は、主に火気使用室に該当しないような小規模な火気が持ち込まれた場合を想定して記述しています。火気使用室における酸素濃度も同様に現行の仕様規定のレベルを前提に性能規定化をしています。
	換気に関して認定を要しないものすべきである。	換気に関しては、従来から定められているものについては、従来通り認定を要しないものとしており、特殊な換気を行うものに関して実験等を行い認定により基準に適合するものとするとしています。
令第22条	「地面からの水蒸気」だけでなく、換気口から流入する水蒸気も含めるべきである。	床下の水蒸気が考慮の対象になりますが、本規定の場合、必ずしも換気口を設けることを前提にしているものではないため、基本的な要因という趣旨で記述しています。
	具体的な大臣の認定基準を明確にすべきである。	構造等により性状が異なるため、今後具体例に則し検討すべきものと考えています。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
令第22条の2	大雨時等に地下構造物への雨水の浸入を防止する施設の設置を義務づけるべきではないか。	豪雨時の浸水のような異常な状況下での浸水防止のため、建築物の規制を一律に行うことは現段階では困難です。
	からばりに排水設備を設置することについて明示すべきではないか。	告示（現在パブリックコメント中）において規定することについて検討中です。
	換気の仕方によっては衛生上の問題を生じうるため、慎重に検討する必要がある。	この基準は最低基準であるとの観点から、適切な住まい方（換気）をされた場合には衛生状態を保つことができるものとして規定しています。
	防水層の耐久性についても告示で規定することとなるのか。	耐久性を年数等を明示して規定することは考えていませんが、当然に一定の耐久性を有することを前提にして規定をしています。
令第23条	「高さが50センチメートル以下のもの」の手すりは不相当である。	「手すり」と「階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50センチメートル以下のもの」という意味です。ここでは通常の利用に供する高さの手すりであれば、10センチメートルを限度としてないものとみなされます。
令第25条	第1項は、高さ1m以下の階段でも適用される場合は過剰な規制である。	政令案を修正し、現在の第3項（改正案の第4項）の規定を改正案の第1項にも適用し、高さ1m以下の階段には手すりの設置義務を適用しないこととします。
	階段の手すり及び側壁等の設置の義務づけをやめるべき。階段ばかりでなく、階段にかわるスロープ、廊下でも手すりの設置を定めるべき。	手すり（これに代わるスロープを含む。）の設置は、建築物内のあらゆる部分ではなく、特に事故の事例が多い階段においてのみ義務づけるものです。なお、これと連動して第23条で幅の算定に特例を設けています。
令第29条	汲み取り便所の規定は廃止すべきである。	現在でも汲み取り便所は数多く造られており、最低の基準は必要です。
令第32条	浄化槽の性能基準を引き下げ、強化すべきである。	建築基準法は、最低限の基準を示す物であり、し尿を衛生的に処理する性能としては現在の基準以上の基準を定める必要はありません。
令第3章全体（構造関連）	既存不適格の建築物あるいはこれまで使用してきたものが使用できなくなるといったケースが極力生まれないよう配慮すべきである。	ご指摘の点を踏まえ基準の策定を行ったものです。
	各種の式は可能な限り無次元化し、単位に依存しない表現とすべきである。	わかりやすさを考慮し、単位を定めることとしたものです。
	仕様規定について大幅に強化されたという懸念がある。	基本的にはこれまで不明確であった規定を明確化したものです。なお、限界耐力計算を導入し、仕様規定の大部分を除外することが可能になっています。
	6月の施行は見送り、各種改定が最低基準としてふさわしいかどうか	限界耐力計算の導入等改正にあたり、現行規定とのキャリブレーション

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	か実地に検証する試行期間を設けるべきである。	シヨン等により安全性等の検討を加えて策定したものであり、試行期間を設けることは考えていません。
	重要度係数（用途係数）を導入すべきである。	建築基準法はすべての建築物に等しく適用される最低基準であり、建築物の持つべき安全性のレベルに用途による差を設けることは考えていません。
	海外規格、ISO との整合を促進すべきである。	各種規定の制定にあたり可能な限り各種基準との調和に配慮しました。
	「実験による確認」を存続すべきである。	実験による確認は、結果の判断やその手法の妥当性等について高度な判断を必要とされることから、一般基準からは削除することとしました。
	学会規準・指針類を規定として位置付けるべきである。	規定の制定にあたり各種規準・指針類について必要に応じて整合を図っています。
	エレベータシャフト等についても構造物と同じ程度（再現期間 500 年）の荷重に対する安全性を期するべきである。	エレベータシャフトも建築物の一部であり。建築物が倒壊しないことを検証することにより、エレベータシャフトの安全性も確保できるものと考えています。
	仕様規定は対応する性能基準が明確でなく、できる限り廃すべきである。	構造計算を必要としないような小規模の建築物に対しても最低限の安全性を確保するために必要な規定と位置付けています。
令第 36 条	時刻歴応答解析は今後あらゆる建築物に適用可能とするべきである。	高度な検証法（第 81 条の 2 に基づく計算）として建設大臣の認定を受けることですべての建築物に対して適用することが可能です。
	帯筋の規定（第 77 条） 鉄骨仕口の規定（第 67 条）は、計算で補完できないのではないかと。限界耐力計算でも除外すべきではない。	限界耐力計算の過程において必要な部材の変形量を算出するときに付着や靱性等を適切に考慮することでこれらの仕様規定についても適用を除外することが可能と判断しました。
	時刻歴応答解析の対象として、膜構造なども想定しておくべきである。	膜構造についても時刻歴応答解析を行うことが可能です。
令第 38 条	基礎構造については適切な計算を原則として、仕様規定（異種基礎の禁止、良好な地盤による支持）は削除すべきである。	構造計算を必要としないような小規模の建築物に対しても最低限の安全性を確保するために必要な規定と位置付けています。
令第 42 条～令第 47 条	伝統木構造にも十分配慮すべきである。	伝統という言葉は不明確ですが、一般的なこれらの規定は軸組木造構法を対象としたものです。
令第 68 条	ボルト孔のクリアランスが規定を満たさないものの今後の扱いを示すべきである。	限界耐力計算においてボルト接合部の変形量を適切に評価することで適用を除外することが可能です。
令第 77 条、令第 78 条の 2	プレキャストコンクリートによる場合を位置付けるべきである。	これらの規定はプレキャストコンクリートを排除するものではありませんが、これらの規定に適合しないものについては、限界

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
		耐力計算あるいは時刻歴応答解析による建設大臣の認定として使用可能です。
令第80条の2	アルミニウムの使用を認めてほしい。	第80条の2に基づき告示を定める予定です。
令第81条	限界状態設計法などを位置付けるべきである。	計算方法として一般化し、かつ、許容応力度等計算あるいは限界耐力計算と同等以上であることが明らかとなった場合には、告示として位置付けることを検討します。
	制振構造、膜構造、シェル（無柱空間）構造等の構造計算を位置付けるべきである。	当分の間、制振構造については時刻歴応答解析により建設大臣の認定で対応することとしています。膜構造、シェル構造については適用範囲を明確にした上で構造計算規定を位置付ける方向で検討中です。
	時刻歴応答解析を第81条ただし書として位置付け、主事確認とすべきである。	高度な検証法としてその安全性の確認には今後も建設大臣による認定が必要と考えています。
令第81条の2	時刻歴応答解析を意図していると想像するが、それ以外の手法も含めるべきである。	現時点では時刻歴応答解析を想定しているところです。
令第82条	31m～60mの間の建築物の扱いを示すべきである。	令第36条第3項の規定により、規模の大きな建築物として許容応力度等計算や限界耐力計算を実施することとなります。
	「力」は「応力」とすべきである。	計量法の改正に伴い、これまで慣例として力そのものを表すものとして用いられてきた「応力」という用語が、新たに面積あたりの力を表すもの（「応力度」と同じ意味）として明確に規定されたため、違いを明確化するために「力」と変更したものです。
	許容応力度設計は制定当初（昭和25年）知見が足りないための便法として位置付けられていた。そろそろ終局耐力による設計に移行する、あるいは並立制とするべきである。	許容応力度等計算は、現状で建築物の安全性を確保する手法として十分な実績があり、改廃等は必要ないと考えています。
	ケーブル張力等初期導入応力を算入することを規定すべきである。	第83条における「実況に応じた外力」として採用することとなります。
令第82条の4	Dsの定義の変更を告示に反映するべきである。	定義の変更にともなって告示の内容を根本的に見直すことは考えていませんが、研究開発の成果を踏まえて今後所要の見直しを行う予定である。
令第82条の5	対象とする外装材の種類を示すべきである。	告示（パブリックコメント中）において外装材等の種別ごとに必要な規定を分類して示します。
令第82条の6 （限界耐力計算）	計算方法を施行令で規定する必要はない。	構造計算の方法については法律において政令で定めることとされています。
	限界耐力計算のインセンティブを示すべきである。	部材の靱性等を適切に評価し、荷重に対する変形量等の性能を正確に把握することができます。また、限界耐力計算により仕様規

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
		定の大部分の適用を除外することが可能です。
	現行の保有水平耐力計算と並立制では混乱する。	どちらの方法も適切な手法と考えており、設計者の判断でどちらかが選択されるものと考えています。
	地震について、再現期間や気象庁震度階との関係を明確にするべきである。	荷重についてはこれまでのデータの蓄積により入力レベルを設定しています。地震についてはデータの変動が大きいため、一律に再現期間では規定できません。また、気象庁震度階は観測地震動により算出されるもので改正案による表現（応答スペクトル）と直接的に対応するものではありません。
	計算法の適用範囲を明確にするべきである。（規模、形状など）	規模は高さ 60m 以下となります。形状については特に制限を設けていません。
	Gs について活断層など考慮するべきである。	活断層の影響については地域ごとにその程度が異なること、また、活断層による地震被害の程度を推測することは困難であるため、一律に政令の基準で規制することは困難であると判断したものです。
	（構造計算全体に関して）上下地震動を規定するべきである。	許容応力度等における安全率の設定などにより一定の考慮をしております。
	許容応力度計算と第 3 号の損傷限界耐力に関する計算はほぼ同じであり、同じものとすべきである。	基本的な考え方は同じですが、限界耐力計算においては変形を直接評価することでより確実に安全性が確認できることとなります。
	基礎部分についても 2 次設計相当の安全性確認を課すべきである。	基礎部分については従来より 1 次設計を要求しておりこの要求を踏襲したものです。
	現行の標準せん断力係数 $C_0 = 0.2$ 及び $1.0$ と限界耐力計算における損傷限界・安全限界とは対応しているのか。	おおむね同程度の安全性が確保されるように事前の検討で確認しています。
	損傷限界の検討における層間変形角 200 分の 1 は、第 7 号の計算を考えれば不用である。	内外装材の脱落等を防止するために必要な規定と考えています。
	限界耐力計算はかなり簡略化された手法であり安全性の設定その他十分な検討がなされていることが判断できない。	実務家、研究者及び学識経験者を交えて十分な検討を実施いたしました。
	許容応力度等計算において、第 82 条の 5 では風についての検討が要求されているが、限界耐力計算に関しては地震についても検討を要求している。整合するべきである。	許容応力度等計算では第 39 条の 2 に規定する構造形式に従うことを要求しています。限界耐力計算においては当該仕様規定を除外する代わりに最大級の地震に対して直接的に安全性を検証することを要求するものです。
令第 84 条	固定荷重は表によらずにすべて実況とすべきである。	実況値を採用することを原則としていますが、算定を容易に行うことを考慮して表の数値も使えることとしているものです。
	（第 2 款全体に関して）SI 化に伴い部分的に既存不適格を生む荷	SI 化にあたっては現行の数値の設定における有効数字等を考慮

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	重設定になっているように見受けられる。	した結果の数値となっています。
	(第2款全体に関して)仮設建築物等に対する緩和措置を導入すべきである。	法第85条第4項、令第147条により対応しています。その他一般の構造計算によりがたいものについては、建築物の構造の特徴を考慮して適切な構造計算を定めることとしております。
令第85条	積載荷重は最新の知見に基づき荷重指針に沿うべきである。	最低限の安全性を確保するための規制値としてすでに十分な実績があり改正の必要はないと考えています。実況に応じた値とすることも可能となっています。
令第86条	融雪装置等による低減を見込むべきである。	機械の動作信頼性について規定として位置付けることは困難であると考えています。
令第87条	設計用風圧力は将来ある区域が市街化した場合に既存不適格を生むおそれがある。	一般的には緩和されることになり、既存不適格の問題は生じないものと考えています。
令第88条	Rtの定義を変更すべきではない。	限界耐力計算で用いる地震力(損傷限界固有周期又は安全限界固有周期より算出)との差異を明確にするため「設計用1次固有周期」を元に算出することを明確化したものです。
令第89条~令第98条	リベット接合など現況にそぐわない規定は排除すべきである。	当該規定による建築物が存在することから削除することは困難です。
令第89条	長期の係数1.1/3などの根拠が不明である。	木材強度に対する荷重継続時間の影響について、荷重継続時間に応じた木材強度の低減等の知見に基づき算出された係数です。
	木材のばらつきを考慮すべきである。	基準強度を定める際に考慮することとしています。
	海外規格の木材も位置付けるべきである。	必要に応じ建設大臣が指定することを予定しています。
令第90条	BCR材、TMCP鋼の今後の取り扱い方針を示してほしい。	法第37条に基づく認定の対象となります。
令第91条	学会規準との整合を考慮すべきである。	最低規準である建築基準法との性格の違いを踏まえ、学会の規準を参考に高強度のコンクリートについて適切な係数を設定することとしています。
令第92条	従来の0.9掛け設計は廃止すべきではない。	溶接機材など一定以上の条件による溶接が普及したことに伴う改正です。性能の担保は第67条における接合部の規定や法第37条における鋼材の品質に関する規定、工事監理の徹底及び中間検査等により行われます。
	「突合せ」を「開先溶接」に、「突合せ以外のもの」を「隅肉溶接」に、実態に応じて変更したほうがよい。	現状で運用に紛れがなく、改正する必要はないと判断しました。
令第93条	地盤の許容応力度は調査を基本とするべきであり、表は削除するのがふさわしい。	従来より調査を基本として位置付けており、表についてはこれまでの使用実績から各種地盤に対する最低限の規制値としてふさわしいものであると考えています。
	「液状化のおそれのない地盤」は、簡単に把握できるようにすべきである。	当該地盤及び周辺部における既往のデータや地歴が存在する場合には、これらを元に判断することが可能です。それ以外の場合



対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
		には、地盤調査を行って判断する必要があります。
令第107条	間仕切壁について性能規定化すべきである。 非耐力壁の取扱いについて分かりやすく取り上げていただきたい。	性能規定化し、第一号及び第二号に定めたもの（非耐力壁にあつては第二号）を必要な性能としています。
	耐火構造について木造下地の取扱いが不明確なので分かりやすく取り上げていただきたい。 一定条件下で木造床を実現できる性能基準やその検証法を示していただきたい。	必要な性能を有するものであれば、使用される材料の制限は受けません。
	階段の30分耐火性能に鉄骨の裸階段は含まれるようにするべきである。	現行規定の第三号については、建設大臣が定める構造方法とする予定です。
	30分屋根として網入りガラス及び耐熱ガラスが使用できるようにして欲しい。	必要な性能を有するものであれば使用が可能です。
	二号の時間を一号の時間に合わせるべきである。	従来の耐火構造に要求される性能を明確化し、非損傷性については、最上階からの階数に応じて従来どおり1～3時間とし、遮熱性については階数による差を設ける必要がないことから一律1時間を必要な性能としています。
令第108条、令第112条、 令第114条	間仕切壁の防火構造を規定し、準耐火構造又は防火構造とするべきである。	法律において防火構造を外壁又は軒裏の構造と規定しており、従来の両面を防火構造とした間仕切壁については、準耐火構造として位置付ける予定であります。従って、間仕切壁の防火構造を位置付ける予定はありません。
令第108条の2	煙、ガスが発生しないことについて適切な評価方法を検討すべきである。	従来と同様の評価方法により評価できると考えています。
	現場で施工する材料についても不燃材料等の認定を行うべきである。	必要な性能を有するものであれば建設大臣の認定を受けることが可能です。
	発熱量として顕熱のみを評価する方法を利用する道を残すべきである。	材料の評価の方法として燃焼によって発生した熱を測定する方法は適切なものであると考えています。また、ご指摘のような測定方法が現状において実用化されているとはいいいがたいため、困難であると考えています。
	コーンカロリメーター試験以外の不燃性試験、ルームコーナー試験等を採用すべきである	評価法については、検討中です。
	不燃材料としてガラスが用いられるようにして欲しい	建設大臣が定めるものとする予定です。
	床、壁、天井に異なる材料が用いられる場合に同一の実験でよいのか疑問である。	不燃性能に関する技術的基準は材料に固有の性能を表すものであり、用いられる部分に関わらず、同一の評価法を採用することは適切であると考えています。
	煙又はガスの内容が不明確である。具体的に名前を記載して欲しい。	避難上有害なガスについては、成分により特定することは不可能であり、成分に関わらず、ガス有毒性試験により評価する予定です。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
		す。
	(コーンカロリメーター試験による)総発熱量を12MJ以下とすべきである。	従来の不燃材料の性能水準を勘案し8MJとすることを予定しています。
	耐火構造の外壁の外装仕上げ材について性能を評価するための試験法を導入して欲しい。	外壁については、必要な性能を満たしているものであれば外装材の制限は設けないこととしており、試験法を定めることも考えておりません。
令第108条の3	耐火性能検証法において法第二条第七号の規定に基づき建設大臣の認定を受けた構造(耐火構造)を用いることを可能とするべきである。	告示において耐火構造である主要構造部の保有耐火時間の定めることを予定しています。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	「建設大臣の認定を受けたもの」には高度な計算及び試験による検証を含むべきである。	必要な性能を有することについて確かめることができる方法で、耐火性能検証法以外のものはすべて含まれます。
	Cルート(大臣認定)については、外部火災性状を予測する設計を可能とするべきである。	外部の火災性状は、当該建築物以外の要件である周辺の状況により左右され、個別に特定できないこと、現状において外部火災の外力を適切に評価する方法がないことから一律な火災としています。(このため法律第二条第九号の二においても「周囲において発生する通常の火災」とし、「予測される火災」としています。)
	耐火性能検証法に局所火災の概念を入れるべきである。	導入することを予定しています。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	ルートC(大臣認定)における評価方法を早急に明らかにするとともに、新たな技術を阻害することのない内容にすべきである。	(例えば耐火建築物の主要構造部について)通常の確認によるもの(耐火性能検証法によるもの)以外のものについては、政令に定められた必要な性能を有することが合理的な方法により確かめられるについて認定を受けることが可能です。
	耐火性能検証法に等価火災時間の概念を入れるべきである。	ISOに定める標準加熱によって置き換えた火災の継続時間(いわゆる等価火災時間)の概念を包含するものとして評価法を検討中です。(保有耐火時間の算定に当たり、火災による温度の推移をパラメータとして導入予定、4月7日付けパブリックコメント参照)
	耐火設計と防火設備の設計でルートB(一般的な検証法)、C(大臣認定)の混用を可能として欲しい。	同一空間の部材については、同一の火災外力により評価すべきとの観点から混用を認めないこととしたものです。
	外壁に設ける防火設備についてAルートのみでは矛盾が生じるのではないか。	外壁についても周囲において発生する火災を一律にとらえており矛盾は生じていません。(ただし、外壁については荷重状態を評価するため耐火性能検証の対象としています。)
	耐火設計法の内容がわかり難い。わかりやすくするべきである。	内容は明確であると考えています。
	法第二条第九号の二イの建築物と の建築物に渡り廊下等で接続することが可能となるよう特則を設けるべきである。	一の建築物については、その主要構造部が同条第九号の二イ又は のいずれかに該当することが必要です。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	火災継続時間の計算式を明示するべきである。	告示において定める予定です。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	「特定防火設備」は本条で規定すべきである。	実体規制の初出である第112条において規定しており、原案のままとすることが適切であると考えています。
	(主要構造部の耐火性能について)大臣認定を受けた建築物に設ける防火設備に建設大臣が定める構造方法を用いることを可能とすべきである。	各規定において要求する性能を有するものであれば使用することができます。
令第109条	特定防火設備、法第二条第九号の二口に規定する防火設備に略称名、略号を用いるべきである。	法令上は規定のとおりですが、日常業務において略称等を用いることは自由です。
	現行第三項の内容は告示等で書くべきである。	告示において定めることを予定しています。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	乙種防火戸の認定を受けていないものでアルミに網入りガラスを入れたものを認められているので明確化するべきである。	建築基準法違反です。今後も必要な性能を有するもの(大臣が定めた構造方法を用いるもの又は大臣認定を受けたものに限る。以下同じ。)であれば使用可能です。
令第109条の2	防火戸として鉄及び網入りガラスで造られたものが使用できるようにすべきである。	従来、乙種防火戸であったものは告示に定めることを予定しています。
	耐熱板ガラスを用いたものは網入りガラスを用いたものと同様に扱うべきである。	耐熱板ガラスは普遍的な材料とは認められないため、定めることは予定していません。個別に、建設大臣の認定を受けたものは使用可能です。
	防火設備について、上位互換の運用(性能の低いものに代えて性能の高いものを使用可能とする)を行うべきである。	法第64条に規定する防火設備には、法第2条第9号の2口に規定する防火設備が含まれ、同防火設備には特定防火設備が含まれます。(このため条文において重複した表現を避けていますが、当然要求される性能より高い性能を有するものは使用可能です。)
令第109条の3	屋根について22条と同一の性能を有するものは使用可能であることを明文化すべきである。	明文化されています。
令第109条の4	「又は」は「及び」に改めるべきである。	いずれかを支える部分を指定しているため、「又は」で正しいと考えます。
令第109条の5 令第136条の2の2	政令の附則において、特定行政庁が区域を指定する告示の読み替え規定の整備を行うべきである。又は、区域の変更を行わない場合には法第22条第2項の規定に基づく都道府県都市計画審議会等の意見を聞くことを要しない旨の通達を出すべきである。	政令において特定行政庁の告示について措置することは困難です。法第22条第1項の区域を定める場合には都市計画審議会等の意見を聞くことが必要です。
	下地が耐火構造の場合に露出防水を現在と同等に取り扱うべきである。 既存の屋根防水工法が使用できるよう配慮すべきである。	建設大臣が定める屋根の構造方法に定める予定です。(4月7日付けパブリックコメント参照)

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	膜構造についてこれまでどおりの取扱いとすべきである。	必要な性能を有するものであれば使用可能です。
	屋外側がガラスと金属材料で構成される屋根採光装置について例示仕様とすべきである。	不燃材料でふいたものについては、建設大臣が定める構造方法として定める予定です。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	現在建設省告示第101号に基づき使用されている準難燃材料が使用できるようにすべきである。	必要な性能を有するものであれば使用可能です。
令第112条	同条ただし書きに「建設大臣の認定を受けた場合にはこの限りでない。」旨の規定を追加すべきである。	性能の内容、水準を明確化し得ないものについて大臣認定規定を置くことは予定していません。なお、建築物の避難の安全性を確かめた場合には、第112条第5項、第9項、第12項、第13項の規定は適用しないこととしています。(第129条の2の2)
	大臣認定により面積区画が適用除外されてきたものがあるがこれらの取扱いについて明確にすべきである。	1項ただし書きによるか、又は区画検証法等により必要な性能を確認することとなります。
	消火栓、スプリンクラー等の消火設備に関する技術的基準について政令に位置付けたうえ、性能規定化を図るべきである。	消火栓等の消火設備については、現在の段階で建築基準法令において当該設備等の技術的基準を定める予定はありませんが、将来的な検討課題であると考えています。
	準耐火構造に耐火構造が含まれることを条文上明確にすべきである。	性能上明確ですが、大臣が定める構造方法においても明確にする予定です。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	シャッターについてシステムとして認定すべきである。	防火設備に必要な性能を有することについて認定することとなります。
	防火区画について規制緩和を行わず、第107条で規定した壁、床の耐火性能を要求すべきである。	今回の性能規定化においては、原則として従来の規制の水準を変更しないこととしており、面積区画については、1時間の性能を有する準耐火構造によるものとしています。(規制緩和であるとのこと指摘は事実誤認です。)
	第112条第1項において法第2条第9号の2イの仕様について言及がないのは片手落ちであり、言及すべきである。	令第108条の3第3項において適用関係を規定しています。(ご指摘は事実誤認です。)
	区画ラインを越えて火炎を出さないために十分な距離を持つ空間と空間の構成は、防火設備の一つとして建設大臣が定める構造方法又は建設大臣の認定で取り扱えるようにすべきである。	用途上、可燃物等が設置されないことが明らかであり、かつ、必要な性能を有することが確かめられる防火設備(火炎を遮るもの)であれば使用可能です。ただし、高度な検証を要することが予想され、現時点で建設大臣が定める構造方法とすることは予定していません。
	第8項の200㎡は性能規定化の趣旨から制限を廃止すべきである。	共同住宅の住戸について200㎡とした趣旨は性能規定化ではなく、仕様規定の合理化です。
	200㎡を超える共同住宅で住戸内で200㎡以内ごとに区画した場合にも適用除外すべきである。	仕様規定の合理化の範囲としては、現状を考慮しつつ200㎡以内のものに限定したものであり、妥当なものであると考えています。これを超えるものについては、避難の安全性を確かめることにより建築可能です。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	たて穴区画の遮煙性について施行令に盛り込むべきである。	第 14 項第 2 号により第 9 項の規定による区画に用いる防火設備には遮煙性能が必要です。(従来どおり遮煙性能を要求していません。)
	第 9 項の区画は主要構造部が耐火構造であれば不要であると読めるので改めるべきである。	準耐火構造に耐火構造が含まれるため必要です。
	第 10 項のそで壁等の仕様規定を性能的にまとめるべきである。	現状において必要な性能について十分な技術的知見が存在せず、性能規定化は考えていません。
	第 12 項について「各号の一」を「各号の一の用途」に改めて欲しい。	各号は用途を指すことは自明です。
	第 14 項の防火戸について 3 m <sup>2</sup> とする規定を残すべきである。	建設大臣の定める構造方法に規定する予定です。
	第 14 項の「イから八まで」は「イから口まで」の間違いであり修正すべきである。	ご指摘のとおりです。必要な修正を行います。
	第 14 項の「作動をできるもの」「作動をした状態」の表現がわかりにくいので表現を改めるべきである。	今後、防火戸を前提とした「閉鎖」という概念により表現し得ない防火設備の開発・実用化に対応するため、「作動」という表現としたものです。
	第 16 項のダンパーに遮煙性能を要求しているが従来のものが既存不適格にならないようにすべきである。	従来から一定の遮煙性能が要求されています。今回性能の水準について変更する予定はありません。(昭和 56 年建設省告示第 2565 号)
	第 16 項の防火ダンパーの用語は定着しており防火設備とすることは無用な混乱をまねく。	その他の防火設備と同様の性能を必要とするものであることから防火設備として整理したものです。(一般名称として「防火ダンパー」の用語を用いることを妨げる趣旨はありません。)
令第 114 条	300 m <sup>2</sup> を超える木造建築物について例外規定を設けるべきである。	安全性を確保する観点から必要な規制であり変更は予定していません。
令第 115 条	煙突の構造の例示としてあがっている石綿は有害であり、例示から削除すべき。	未だ、国内においては、工場等で石綿製のものが成型されており、多く使用されているという実情を踏まえ、従来どおりの規定としました。
令第 115 条の 2 の 2	本規定の構造は準耐火構造に含まれるようにすべきである。	含まれるように規定されています。
	軒裏について延焼のおそれのない部分に限定する必要がある。	限定されています。(令第 107 条の 2 参照)
令第 115 条の 3	「待合」という用語は削除すべきである。	用途の表現については、今回改正の対象としていません。
令第 120 条	「単位 メートル」が抜けている。修正すべきである。	ご指摘のとおりです。修正します。
	避難階は地上とは限らないため、避難階から数えた階数とすべきである。	避難階は直接地上に通ずる出入口のある階に限られています。
令第 121 条	一定の高さの共同住宅については 2 方向避難を確保する観点からバルコニーの設置基準を検討するべきである。	ごく小規模なものを除いては 2 以上の直通階段が必要とされており、必要な安全性が確保されていることから今回規制を強化する予定はありません。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
令第122条	住戸部分と屋外廊下の区画について条文上明確化するべきである。	区画が必要なことは、条文上明確です。
	特別避難階段の設置を免除する場合には避難階段とすべきである。	従来通りとしており、今回規制を強化する予定はありません。
	避難階段等とするべき直通階段を、避難に供する階段に限定すべきである。	直通階段であれば実際に避難の用に供する可能性が高いことから一定の安全性が必要であり、現行規定を変更する予定はありません。
令第126条	「百貨店」を「大規模店舗」又は「物品販売業を営む店舗」と改めるべきである。	法別表等と併せて検討する必要があるため、今回、用途に関する用語の修正は予定していません。
令第126条の2	3階建て戸建て住宅について排煙設備の設置を免除すべき。	従来どおり、排煙設備の設置を要することとする予定です。
	「煙の降下防止」に加えて「遮煙」の概念、「煙の希釈」の概念も盛り込むべきである。	「煙の降下防止」、「遮煙」、「煙の希釈」は特定の状態を実現するために採用される手法の概念であり、法令の規定においては、最終的に確保されるべき状態を表す概念として「避難上支障のある高さまで煙等が降下しないこと。」としたものです。(遮煙、希釈によって実現される状態も含め、確保すべき状態として「避難上支障のある高さまで煙等が降下しないこと」としたものであり、遮煙、煙の希釈という手法を排除、否定している訳ではありません。)
	従来の昭和47年33号告示を何らかの形で残すべきである。33号告示の効力はどうなるのか。	同告示の内容について第126条の2第5号の部分として定めることを予定しています。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	学校について排煙設備の設置を要することとすべきである。	学校等については、開口部が大きく、天井が高い等の特性を踏まえて排煙設備の設置対象から除外しており、今回の改正において規制対象とすることは予定していません。
令第126条の3	第2項に「建設大臣の認定を受けたもの」を加えるべきである。避難安全性能と関係なく排煙設備の性能規定化を行うべきである。	現時点で排煙設備単独の性能の水準が明確でないため、大臣認定規定又は性能規定を設ける予定はありません。
	第2項の構造方法に加圧防煙を含めるべきである。	告示において定めることを予定しています。(4月7日付けパブリックコメント参照)
令第126条の5	室温と照度の関係が不明確であり、その他の事項を規定すべき。	蛍光灯等のように室温が上昇すると、所定の照度が得られないものがあるため、規定しております。
令第126条の6	特別な理由により用途上やむを得ない階の例を示すべきである。	告示において建設大臣の定める理由について定める予定です。(4月14日付けパブリックコメント参照)
	「火災発生のおそれの少ない用途」について適切な例を複数例示すべきである。	第136条の9第一号八に同一の用例があり、誤解はないものと考えています。
令第129条第4項	共同住宅について、高さに関わらず内装制限の適用除外とすべきである。	本項は用途に関わらず、一定規模の建築物についての内装制限を定めたものであり、今回緩和は予定していません。なお、第5章の2の2の規定により適用を除外することが可能です。
	第1項について「建設大臣の認定を受けたもの」を認めるべきであ	現時点で必要な性能について内容、水準を明らかにし得ないため

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	る。	大臣認定規定を置く予定はありません。
令第129条の2 令第129条の2の2	高齢社会にふさわしい安全確保の視点を持つ建築基準とし、身体障害者施設等についても避難の基本的考え方と安全性能を検証する基準を定義するべきである。	告示において用途に応じた検証内容を規定する予定です。また、今回検証方法を示していない用途のものについても技術的に明らかになった段階で定める予定です。(4月7日付けパブリックコメント参照)
	耐火構造の壁で区画されたゾーンについてゾーン単位で検証法の採用について選択できるようにすべきである。 全館避難安全検証法を建築物の部分に適用できるようにすべきである。 アトリウムに面する部分は当該部分のみの検証とするべきである。	壁等によって区画された部分が相互に火災時の避難行動に影響を受けない場合について一律に規定することは不可能であるため、階及び建築物全体を検証の対象としています。(相互に火災時の影響を受けないものであれば、設計者は全館について避難安全性能を有することを説明可能であるはずです。)
	階避難安全性能について検証した場合にも、面積区画、たて穴区画、高層区画、異種用途区画の適用を除外すべきである。	これらの区画に関する規定は、当該階のみならず、建築物全体の火災時における避難の安全性を確保する観点から設けられているものであるため、階避難安全性能の検証のみでは適用を除外していません。また第112条第1項の防火区画については、避難の安全性の観点のみならず、火災規模を限定することによる消防活動の支援を行う目的で設けられており、避難安全性能の検証によって適用除外とすることは困難です。
	避難安全性能の検証により第121条第1項の規定も適用除外すべきである。	2以上の直通階段を設けることによる火災時の多重な安全の確保という目的は避難安全性能の検証によって確保されないため、適用除外とすることは困難です。
	耐火性能が要求される壁、床の区画貫通部について規定すべきである。	必要な部分については、別途規定されています。
	避難時間を(避難開始時間)+(歩行時間)+(出口通過時間)とすると過大となる場合があり、避難時間は(避難開始時間)+(歩行時間と出口通過時間の最大のもの)とするべきである。	ご提案の方法は一の居室についてのみ適用する場合の簡略法であるとともに、本規定において検証の対象としている当該居室を通過のみ避難することができる部分についての避難時間を(避難開始時間)+(歩行時間と出口通過時間の最大のもの)とした場合には、現実に予想される避難時間より短時間で避難が終了することとなる場合があるため提案の方法の採用は困難です。
	避難安全検証法により検証された排煙設備を設ける場合は、消防法の規定においても消防法令に適合する排煙設備として取り扱うべきである。	消防法の規定の運用でありコメントできません。
	避難計算の時間について小数点以下の数字により表示して欲しい。	表示方法について規定する予定はない。(小数点以下を用いることは自由である。)
	大面積の場合に合理的に適用できる避難計算の方法を提示すべきである。	適用可能です。

対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	自由度の高い検証法とすべきである。	ご指摘を踏まえたいと考えています。
	外気に開放されている廊下も評価できるようにすべきである。	評価することは可能です。
	避難安全検証法に区画部材の耐火性能検証を行うべきである。	区画部材に応じた検証法とする予定です。
	一の建築物について検証を行うことは作業量が膨大であり、簡略化を図るべきである。	必要な検証を行うことが必要であり、さらに簡略化することについては、今後の課題と考えています。
	検証法に「遮煙」の概念を採用するべきである。	前出（第126条の2参照）
	歩行距離の取り方を明示すべきである。	政令の当該条文において歩行距離に関する記述はないためコメントできません。
	避難安全検証法に区画部材の耐火性能検証が必要ではないか。	主要構造部を不燃材料又は準耐火構造とした建築物に限り適用することとしており、事実上問題はないと考えられます。
	中間避難階又は避難デッキについては避難階とみなすべきである。	現時点での知見では、中間階等が地上と同等以上の安全性を有することについて検証不可能であり従前どおりとしたものです。
	出火室を避難上一番不利となると思われる室とすべきである。	「避難上一番不利となる室」を一律に規定することは困難です。
	第126条を適用の除外とすべきである。	第121条の規定と同様の理由により適用除外としていません。
	性能規定化というからには、従来数値で規定されている階段の勾配等についても可能な限り適用除外すべきである。	性能の内容及び水準について明確化できるもので、現時点での技術的知見により当該性能を検証可能と考えられるものについては、適用除外できることとしていますが、階段の勾配については、現在のところ、性能の検証方法が明らかでないため性能規定化しておりません。
	たて穴区画の耐火性能検証法（上階延焼）を作成すべきである。	第112条第9項の規定については、全館避難安全性能を有することが確かめられた建築物について適用しないこととしており、上階延焼と直接関連するものではありません。（たて穴区画の耐火性能検証法という概念は不明です。）
令第129条の2の3	法第3条の適用ができない歴史的価値のある建築物について、例外規定を設けるべきである。	建築基準法は建築物に関する最低限の基準であり、本法において要求する性能を有することを要しない建築物については客観的判断基準に基づいて定められるべきであり、建築基準法においては、法第3条の規定を設けています。これらに該当しない建築物で、ご指摘の「歴史的価値のある建築物」については、恣意的な選別により建築基準法の適用を除外することはできません。
令第136条の2	準防火地域で500㎡を超える木造の寺等は規制の対象外として欲しい。	建築基準法は最低限の基準であり、寺であるという用途をもって適用除外する理由とはなりません。
令第129条の2の5	配管の区画貫通部に必要とされる耐火時間は、壁の耐火性能と同等	ご意見の趣旨のとおり性能としています。



対象条文	寄せられたご意見の要旨	建設省の考え方
	することが妥当である。	
	建築設備として設けられる浄水器の基準を明確化すべき。	浄水器の基準についても、例示仕様として、告示（パブリックコメント中）で記述する予定です。
令第129条の3	ホームエレベーター、階段昇降機、段差解消機等の取り扱いを明確にすべきである。	第129条の3に基づく告示として明確にし、通常のもは大臣認定を要しないものとする予定です。
令第129条の6	エレベーターのかごの表示もニュートン表示とすべきである。	エレベーターのかご内にどの程度のものを積み込めるかの目安となるものであり、キログラム表示の方が分かりやすいと考えています。
令第129条の13の2	非常用エレベーターの停止を要しない階を明確にする必要がある。	政令において規定していきます。
	一定の部分を区画することにより、非常用エレベーターの設置を要しない建築物の区画の仕方を他の防火の基準と併せるべき。	非常用エレベーターの規定は、高層建築物の高層部分の規定であり、他の防火規定と同様の規定とすることは難しいと考えています。
	乗降ロビーについて性能規定化すべき。	乗降ロビーについては、専ら消防活動上の観点から定められており、段階で性能を記述することが困難であるため、実績のある現行の仕様規定のままとしています。
令第129条の15	避雷設備について「建築物に及ぼす被害」の内容を明確にすべき。	現行の基準で想定しているレベルの避雷設備を、性能として記述したものです。
令第136条の9 令第136条の10	膜構造の建築物について延焼のおそれのある部分であっても従来どおり建築を可能として欲しい。	必要な性能を有するものであれば建築可能です。
	自走式自動車車庫について、アウトサイダーに我々の努力の結果が還元され、我々がメリットを享受できないことは納得できないので、法第38条及び第67条の2の認定範囲を早急に拡大して欲しい。	今回のコメント対象外です。
	簡易な構造の建築物の範囲を拡大すべきでない。	安全性についての技術的知見が得られた範囲の拡大であり適切なものであると判断しています。
令第136条の11	簡易な構造の建築物の部分以外の部分について異種用途区画の規定が除外されないことを明確化すべきである。	既に明確です。